

平成30年度金沢市議会3月定例月議会

請　願　文　書　表

目　　次

- | | |
|-----------------------|---|
| 1 新たに受理した請願（5件） | 1 |
|-----------------------|---|

1 新たに受理した請願（5件）

番号	請願件名	請願人	紹介議員	受理年月日
	請願要旨			付託委員会
第 34 号	金沢市導入宿泊税の条例 内容一部見直しと見直し 期間短縮を求める請願書	金沢市の宿泊税を考える会 会長 前田 公彦	森 一敏	31. 2. 27
	要望の主旨 平成30年3月23日に金沢市議会で可決され、平成31年4月1日より施行予定の法定外目的税である金沢市宿泊税を施行前に条例内容の一部を見直し、さらに条例の見直し条項の検討期間を導入後1年よりできるよう短縮することを求める。			総務

番号	請願件名	請願人	紹介議員	受理年月日
	請願要旨			付託委員会
	主要農作物種子法の復活等をもとめる意見書採択に関する請願	農民運動石川県連合会 会長 宮岸 美則	大桑 初枝	31. 2. 28
				経済環境
請願の趣旨				
<p>2018年の3月末をもって主要農作物種子法（種子法）が廃止された。</p> <p>種子法は、国や都道府県の種子に対する公的役割を明確にした世界に誇るべきものであり、同法のもとで、米・麦・大豆の原種・原原種の生産、優良品種（奨励品種）指定のための検査などを義務づけることにより、都道府県と農業協同組合が協力し、地域に合った優良銘柄を多く開発し、安価に販売するなど、農民の生産・販売活動に大きな役割を果たしてきた。</p> <p>また、種子法の廃止で、地域の共有財産である「種子」を民間企業に委ねた場合、改良された新品種に特許がかけられ、農家は特許料を払わなければ種子が使えなくなることが強く懸念されている。さらに、外資系事業者の参入により、遺伝子組み換え品種が生み出されるなど、食の安全・安心が脅かされることが危惧され、消費者にとっても影響が大きいものと考える。</p> <p>種子法の廃止に対し、「なぜ廃止するのかわからない」「地域に適した品種の維持は行政の管理が不可欠」との声が上がり、新潟県・埼玉県・兵庫県・山形県・富山県の5県で条例を制定し、北海道・長野県・福井県・岐阜県・宮崎県の5道県で条例制定の準備が進められ、今後さらにふえていく。全ての都道府県で、従来どおり種子事業を続ける方針である。</p> <p>この間築き上げてきた試験場等の取り組みが後退することがないよう、廃止された主要農作物種子法の復活等が求められる。</p> <p>以上の趣旨から、地方自治法第124条の規定により下記事項について請願する。</p>				
請願事項				
1、廃止された主要農作物種子法の復活等を求める意見書を採択すること。				

番号	請願件名	請願人	紹介議員	受理年月日
	請願要旨			付託委員会
	主要農作物種子法廃止に伴い日本の種子の保全の施策を求め石川県条例の制定を求める請願書	農民運動石川県連合会 会長 宮岸 美則	大桑 初枝	31. 2. 28
				経済環境
請願の趣旨				
第 37 号	<p>米・麦・大豆の優良な種子の生産、普及を各都道府県に義務づける「主要農作物種子法」は、1952年の制定以来、都道府県が開発した優秀な品種を「奨励品種」と定め生産者に提供することで、国民への安定的な食料供給はもちろん、過度な民間参入や知見流失を防ぐ大きな役割を果たしてきた。</p> <p>種子の品種改良と生産は、県の研究機関、農協、種子農家の長年の努力と費用をかけてつくれられてきた。地球環境の変化、温暖化でそれに耐え得る種子の開発にも日々取り組んでいる。</p> <p>石川県も長い年月をかけて新しい石川の米「ひやくまん穀」を開発し、その生産がようやく軌道に乗ってきたところである。</p> <p>国民に安定した農産物と食料を届けるのは、国や県の義務と言える。</p> <p>しかし、政府は2017年に主要農作物種子法の廃止法案を成立させ、2018年4月1日に廃止した。同じく2017年に成立した農業競争力支援法を根拠に、都道府県が持つ種子生産の知見を民間企業に積極的に提供する方針を示している。「種子」を民間に委ねた場合、改良された新種子に特許がかけられ、農家は特許料を払わなければ種子が使えなくなることが強く懸念される。種子の価格が大幅に高騰することにもなりかねない。さらに、外資系事業者の参入により、遺伝子組み換え品種が生み出されるなど、食の安全・安心が脅かされることが危惧され、消費者にとっても影響が大きい。</p> <p>日本人の食の安全、日本の農業・農業者を守るために、安心して種子をつくり続けられるよう石川県に対して、新たな県条例制定を求める請願書を、地方自治法第124条の規定により提出する。</p>			
	請願事項			
	1. 「石川県主要農作物種子条例」の制定を求める。			

番号	請願件名	請願人	紹介議員	受理年月日
	請願要旨			付託委員会
	憲法9条の改定に反対し、憲法を生かした政治の実現を求める意見書採択についての請願	石川憲法会議 代表委員 東 孝二 ほか4名	森 一敏 森尾 嘉昭	31. 2. 28
				総務
請願趣旨				
第 38 号	<p>安倍首相は、昨年日本国憲法施行70周年記念日である5月3日に、憲法第9条の改定で「自衛隊」を条文に明記し、2020年の施行を目指すと9条改憲を表明した。その後、国民の中で改定を急ぐべきではないとの声が広がり、昨年12月10日を会期とする臨時国会には衆参憲法審査会への改正案の提示はできなかった。</p> <p>にもかかわらず、ことし1月4日から6日にかけての年頭の会見で安倍首相は、「具体的な改憲案を示し、国会で活発な議論を通じて、国民的な議論や理解を深める努力を重ねていくことが国会議員の責務だ」とか、「新しい時代の幕あけとなる年だ。憲法改正を含めた新たな国づくりに挑戦する1年にしていきたい」とか、さらには「(2020年の新憲法施行という自身の目標に) 気持ちは全く変わりはない。(スケジュールは) 国会が決めていくことになる」と表明している。</p> <p>そもそも、憲法第99条は国務大臣、国会議員その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負うとなっており、首相が期限を切って改憲を述べることは憲法擁護義務違反である。</p> <p>首相の改憲案の9条第1項（戦争放棄）と第2項（戦力不保持）はそのままで、新たに第3項以降に自衛隊を明記することは9条を死文化せるものであり、自衛隊は何の制約もなく海外での武力行使を含む活動ができるようになり、9条を180度転換せるもので、絶対に容認できない。</p> <p>昨年末の全ての各種世論調査結果では、憲法第9条改正については急ぐ必要はないとする国民が50%以上から60%台を示している。国民の多数は9条改憲に反対であり、世界に誇る9条を守り、憲法を生かす政治の実現こそが今求められている。</p> <p>以上の趣旨から、地方自治法第124条の規定により、次の事項について請願する。</p>			
	請願項目			
	憲法9条の改定に反対し、憲法を生かす政治の実現を求める意見書を採択し政府に送付すること。			